

上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成５年７月５日条例第９号

(趣旨)

第１条 本市の廃棄物の処理及び清掃に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(一般廃棄物処理計画の公示)

第２条 市長は、法第６条第１項の規定による一般廃棄物処理計画を定めたときは、速やかに公示するものとする。

(住民の責務)

第３条 法第６条の２第４項に規定する土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物の排出を抑制するとともに、その生じた一般廃棄物は生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分するよう努めるものとする。

２ 前項の占有者は、自ら処分しがたい一般廃棄物については、その種別ごとに区分し、各別の容器に収納し、所定の場所に集める等市長の指示する方法に従わなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第４条 市長は、別に定める土地又は建物の占有者に対し、法第６条の２第５項の規定による減量計画の作成、運搬すべき場所及び方法等を指示することができる。

(一般廃棄物の処理手数料)

第５条 本市の処理施設に一般廃棄物を運搬し、処分を受けようとする場合の手数料は、次の各号に掲げるとおりとし、当該運搬をした者から徴収する。

(１) 可燃性ごみの焼却処分 10キログラムにつき 240円

(２) 不燃性ごみ等の処分 10キログラムにつき 160円

(３) 水銀含有ごみ等（市長が指定するものに限る。以下同じ。）の無害化処理 １キログラムにつき 250円

(一般廃棄物収集運搬処分手数料)

第５条の２ 市長は、本市が行う別表に掲げる一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、それぞれ同表に定める手数料を徴収する。

(手数料の減免等)

第６条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地若しくは建物の占有者又は一般廃棄物の排出者については、その者の申請により、前２条の手数料を減免することができる。

(１) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている者

(２) 当該手数料を納付する資力がないと市長が認めた者

(３) 災害等特別の事情があると市長が認めた者

２ 前条の規定により徴収する手数料については、前項第１号から第３号までに該当する者であるときは、規則で定める一般廃棄物の分別の区分及び金額の範囲内において、前条の規定にかかわらず、これを徴収しない。

(一般廃棄物処理業の許可)

第７条 法第７条第１項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長に申請し許可を受けなければならない。法第７条の２第１項の規定により当該事業の範囲を変更しようとするときもまた同様とする。

２ 法第７条第６項の規定により、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長に申請し許可を受けなければならない。法第７条の２第１項の規定により当該事業の範囲を変更しようとするときもまた同様とする。

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第８条 市長は、前条第１項の規定により、一般廃棄物収集運搬業を行うことを許可したとき又は当

該事業の範囲の変更を許可したときは、その者に許可証を交付する。

2 市長は、前条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき又は当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、その者に許可証を交付する。

3 前2項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「処理業者」という。）は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちにその理由を市長に申し立て、許可証の再交付を受けなければならない。
（一般廃棄物処理業の廃止、変更の届出）

第9条 法第7条の2第3項の規定により、処理業者は、その事業を廃止したとき又は住所等を変更したときは、当該事業廃止又は変更の日から10日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出が第8条の規定により交付した許可証の記載事項に係るものである場合は、当該許可証を書き換えて当該届出をした者に交付するものとする。
（許可証の返納）

第10条 処理業者は、許可証の有効期間が満了し、又はその許可が取り消されたときは、その日から10日以内に許可証を市長に返納しなければならない。

（処理業者及び従事者の遵守事項）

第11条 処理業者及び従事者は、次の事項を守らなければならない。

（1） 処理業者は、その従事者が作業に従事するときは、常に身分を明らかにする身分証を携帯させなければならない。

（2） 従事者は、関係人から請求があったときは、前号の身分証を提示しなければならない。

（浄化槽清掃業）

第12条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関しては、第7条第1項前段、第8条第1項及び第3項及び第9条から前条までの規定を準用する。

（浄化槽清掃業変更届）

第13条 浄化槽法第37条の規定により、浄化槽清掃業者は、住所等を変更したときは、当該変更の日から30日以内に市長に届け出なければならない。

（浄化槽清掃業廃止届）

第14条 浄化槽法第38条の規定により、浄化槽清掃業者は、その事業を廃止したときは、当該廃止の日から30日以内に市長に届け出なければならない。

（許可申請等手数料）

第15条 第7条及び第12条の規定により、許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする際、次の各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

（1） 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 1件につき 10,000円

（2） 一般廃棄物処分業の許可申請手数料 1件につき 10,000円

（3） 一般廃棄物処理業の変更許可申請手数料 1件につき 10,000円

（4） 浄化槽清掃業の許可申請手数料 1件につき 10,000円

（5） 許可証の再交付申請手数料 1件につき 3,000円

（処理施設への投入）

第16条 し尿又は浄化槽に係る汚泥（以下「し尿等」という。）の収集及び運搬を行う処理業者は、市長の指示するところに従い、し尿等を処理施設に投入しなければならない。

（産業廃棄物の処理）

第17条 法第11条第2項の規定により、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障を生じない範囲において一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物については、市長が別に定める。

（費用の徴収）

第18条 法第13条第2項の規定に基づき、徴収する産業廃棄物の処分に要する費用の額は、次に掲げるところによる。

（1） 不燃性ごみ等の処分 10キログラムにつき 160円

（2） 水銀含有ごみ等の無害化処理 1キログラムにつき 250円

（費用の減免）

第19条 災害等特別の事情があると市長が認めたときは、前条の費用を減免することができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第20条 一般廃棄物の減量及び処理に関し、市長が必要と認める事項について調査及び審議するため、
上山市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員20名以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(清掃指導員の設置)

第21条 廃棄物の減量化及び資源化の推進並びに法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査及び廃棄物の処理に関する職務を行わせるため、清掃指導員を置く。

2 清掃指導員は、市職員のうちから、市長が命ずる。

(廃棄物減量等推進員の設置)

第22条 法第5条の8の規定により、一般廃棄物の減量のための施策を推進するため、廃棄物減量等推進員を置く。

2 廃棄物減量等推進員は、市民のうちから、市長が委嘱する。

(報告の徴収)

第23条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、その業に係る一般廃棄物の種類、処理量及び処理方法又は浄化槽の清掃に関して、市長の定めるところにより報告しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成6年12月26日条例第31号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第10号）

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第20号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第20号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月27日条例第31号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第42号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の2及び別表の規定並びに次項の規定による改正後の上山市廃棄物処理に関する証紙条例（平成8年条例第6号）第3条及び第5条の規定による手数料の徴収その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成23年2月10日条例第5号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表

区分		単位	金額
燃やせるごみ	市長が指定する極小袋 (容量 10 リットル相当)	1 袋につき	1 0 円
	市長が指定する小袋 (容量 20 リットル相当)	1 袋につき	2 0 円
	市長が指定する大袋 (容量 35 リットル相当)	1 袋につき	3 5 円
	市長が指定する特大袋 (容量 60 リットル相当)	1 袋につき	6 0 円
プラスチック類	市長が指定する小袋 (容量 20 リットル相当)	1 袋につき	2 0 円
	市長が指定する大袋 (容量 35 リットル相当)	1 袋につき	3 5 円
雑貨品・小型廃家電類	市長が指定する小袋 (容量 20 リットル相当)	1 袋につき	2 0 円
	市長が指定する大袋 (容量 35 リットル相当)	1 袋につき	3 5 円
埋立ごみ	市長が指定する極小袋 (容量 10 リットル相当)	1 袋につき	1 0 円
	市長が指定する小袋 (容量 20 リットル相当)	1 袋につき	2 0 円
上記のうち市長が指定する袋に入らないもの(粗大ごみを除く。)		1 品につき	6 0 円
粗大ごみ		1 品につき	2, 0 0 0 円を限度として規則で定める額
備考 一般廃棄物の種類、分別の区分、収集方法等については、法第 6 条第 1 項の規定により定めた上山市一般廃棄物処理計画による。			